

仕 様 書

(内容)

第1条 この仕様書は、広島市立舟入市民病院（以下「病院」という。）における感染性医療廃棄物の収集・運搬及び処分業務（以下「本業務」という。）に関する必要事項等について定めるものとする。

2 発注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき、病院から排出される感染性医療廃棄物（以下「廃棄物」という。）を適切に処理するため、受注者に対し本業務を委託する。

(業務内容)

第2条 受注者は、廃掃法その他関係法令に基づき、契約書等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に留意し、本業務を実施するものとする。

(1) 収集する期間、回数及び場所

収集する期間、回数及び場所は次に掲げるとおりとする。

ア 収集期間

令和4年5月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

イ 収集回数

原則として週1回以上（新型コロナウイルス感染症対応に伴い排出量が増大する時期は週2回以上）、病院で廃棄物の収集を行うものとする。ただし、回収日が地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）の休日（土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）及び本機構が定める休日（8月6日、12月29日から12月31日までの日、1月2日、1月3日）をいう。以下同じ。）にあたる場合は、別途発注者の指示による。なお、具体的な日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

ウ 収集場所

病院本館地下サービスヤード内ごみ集積場

(2) 収集する廃棄物

収集する廃棄物は、下表に掲げる産業廃棄物で血液、体液等が付着したものとする。

種 類	例
可燃物 (ビニールを含む。)	使用済血液製剤、輸血バッグ、人体組織・片、培地、シャーレ、尿コップ、点滴ライン、ディスポ注射器、チューブ、脱脂綿、ガーゼ、包帯、紙おむつ、手術衣・手袋、タオルほか
ガラス類	試験管、採血管、スライドグラス、血沈棒ほか
鋭利な金属類	注射針、メス、剃刀ほか
手術用器具類	手術用縫合器具ほか

(3) 収集容器等

受注者は、下表に掲げる廃棄物の収集容器及び容器専用ホルダーを、発注者に無償で貸与すること。なお、使用開始にあたっては、予め発注者の承認を得なければならない

ない。

区 分	仕 様
収集容器	・内容物が感染性医療廃棄物であることを示す国際バイオハザードマークがついた密閉式ポリ容器であること。 ・容量は3種類（20L、50L及び70L程度のもの）とすること。
容器専用ホルダー	・収集容器に簡便にセットでき、足踏み式により安全かつ円滑に容器を開閉できること。

(4) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ア 業務実施にあたっては、予め発注者の承認した車両を使用しなければならない。
- イ 業務実施にあたっては、業務に従事する従業者名簿を予め発注者に提出しなければならない。現場責任者及び従業員に変更があった時もまた同様とする。
- ウ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないように特に注意するとともに、廃棄物が飛散し、又は流失しないようにしなければならない。
- エ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、他の種類の廃棄物もしくは他施設の廃棄物との混載を起こさないようにしなければならない。
- オ 産業廃棄物管理票は電子マニフェストとする。ただし、病院が認めた場合はこの限りではない。
- カ 各年度3月分の業務にあつては、当該年度3月31日までに処分を完了することができるよう収集・運搬を行うものとする。

(実施報告書等)

第3条 広島市立病院機構委託契約約款（複数年契約用）第12条に定める委託業務実施報告書は、月間の業務実施報告書及び産業廃棄物管理票等の関係書類とする。

- 2 受注者は、前項に定める業務実施報告書等を翌月の10日（ただし、3月分については、3月31日）までに提出して、発注者の確認を受けなければならない。業務実施報告書は、発注者が指定した様式又は予め発注者の承認を得た様式を使用するものとする。なお、これらの資料の作成にかかる費用は全て受注者の負担とする。

(費用負担)

第4条 業務実施に必要な経費（産業廃棄物管理票関係費用、容器・容器専用ホルダー代及び産業廃棄物埋立税を含む。）は、全て受注者の負担とする。ただし、発注者が必要と認める経費については発注者が負担するものとする。

(その他)

第5条 業務実施にあたり、この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。